

# 福岡県高圧ガス容器管理指針

平成29年2月1日制定

## 1 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づき、供給事業者、消費事業者、容器の占有者及び関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するため、法の遵守を徹底することはもとより、保安に関する自主的な活動を促進することによって、災害の発生及び容器の放置を防止することを目的とする。

## 2 適用範囲

この指針は、容器（法第41条に規定する容器であって、内容積が1リットル以上のものをいう。以下同じ。）を取り扱う供給事業者及び消費事業者並びに関係団体に適用する。

## 3 用語の定義

### (1) 供給事業者

県内の消費事業者等に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

### (2) 消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、県内において消費して事業活動を行う事業者をいう。

### (3) 容器の占有者

法上の製造、販売、移動、消費にかかわらず現に容器を手元に所持している者をいう。

### (4) 関係団体

福岡県高圧ガス保安推進会議及び同会議を構成する高圧ガス関係団体をいう。

#### 4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるように努める。

##### 【保安上の書面手交】

- (1) 法に基づき作成する引き渡し先の保安状況を記載した台帳については、原則として電子化するなどし、容器や引き渡し先の情報を保安の確保のため積極的かつ効率的に活用する。
- (2) 高圧ガス容器を消費事業者へ供給するにあたっては、貸与を原則とする。容器を売却する場合は特に以下の点について教育、指導する。
  - ① 容器の耐圧期限の遵守
  - ② 長期滞留における応力腐食割れの危険性
  - ③ 一般的な腐食による破裂の危険性
- (3) 容器についての保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により取り決め、それらが遵守されるように指導する。
- (4) 容器については、供給事業者名等をあらかじめ書面で明確にする。

##### 【保安情報提供・保安指導・保安教育】

- (5) 関係団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。
- (6) 自ら容器を取り扱わない場合でも、前号の消費事業者への情報提供等は自らの責任で行うこととし、容器取扱業者に委託する場合はあらかじめ書面で取り決める。
- (7) 1年に1回以上、消費事業者の容器管理及び消費状況等を調査し、必要に応じて指導を行う。
- (8) 関係団体への加入などにより、保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上計画的に保安教育を行う。

##### 【容器の授受】

- (9) 容器の受け渡しについては、消費事業者の担当者等による立会確認を得る。

- (10) 消費事業者から当該供給事業者が納品した容器の回収依頼があった場合は、速やかに回収する。但し、納品していない容器については容器所有者番号等から判明した所有者に回収を連絡する。
- (11) 使用済み容器及び消費事業者が使用しなくなった容器は迅速に回収する。
- (12) 原則として、同じ容器を連続して1年以上、消費事業者に留置しない。
- (13) (10)で所有者が判別不明の場合は、行政または関係団体等に連絡し、その結果に従う。

## 5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

### 【容器使用における注意】

- (1) 容器の管理責任者を選任し、容器管理台帳等により、容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
- (2) 容器及び消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- (3) 作業時間外や作業終了後など、ガスを使用しない間は、原則として容器の元弁を閉止する。
- (4) 容器及び容器の附属設備（配管、ホース、調整器及び逆火防止器等）は1年に1回以上、安全性に問題がないことを確認し、記録を残す。
- (5) 湿気、水滴の付着等により、容器の劣化や外面腐食等が進行しやすい場所に、容器を保管しない。

### 【保安情報・保安教育】

- (6) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。
- (7) 供給事業者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。
- (8) 関係団体が主催する講習会に積極的に参加するなどにより、保安に関する

る最新の情報を入手して、1年に1回以上計画的に高圧ガスの保安に関する教育を行う。

- (9) 周知文書、安全データシート（SDS）等は、適切に保管し必要に応じて内容を参照する。
- (10) あらかじめ緊急連絡体制の構築など緊急時の措置を定め、緊急連絡表を事業所内に掲示する。

#### 【容器授受】

- (11) 容器の受け渡しについては、高圧ガス容器管理担当者等による立会、確認を行う。
- (12) 使用済容器は直ちに供給事業者を引き渡すこととし、使用中の容器であっても、1年以上同じ容器を継続して留置しない。但し、4(2)に定める教育を受けた事業者は除く。
- (13) 放置容器、不明容器を発見した場合は、速やかに供給事業者または関係団体へ連絡する。

### 6 関係団体がとるべき措置

関係団体は次の措置をとるように努める。

- (1) 容器の適正な取扱い及び消費事業者に提供する保安情報について、必要に応じて県と協議する。
- (2) 本指針の改正に当たっては、福岡県高圧ガス保安推進会議容器管理部会の提言を受けものとする。